

日本農業の担い手は誰か

3 新しい担い手、急激な変化



安芸太田町 井仁地区の祇園坊柿（2013年10月撮影）

1

質問:担い手は誰か？

- 農地を所有する人・家・組織だけが、担い手、だと考えられか？
- 農業の担い手となる要件、どのようなものが必要か？

政策は、日本農業の構造変化のなかで、誰が担い手になるかを模索。農地所有のあり方をめぐって見解の対立があり、様々な動きがあった

2

政策は、どのような農家を対象にしようとしたか？

- 効率よく生産政策、市場政策を実施することが困難になる
まずは、農家、土地持ち非農家の選別、政策対象から除外
- **農業経営体の法人化、農家の法人化**を進めて、経営者としての意識改革を促進

家計と経営の分離、経営管理を徹底
=>「どんぶり勘定」からの脱却

- 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような状況を作る
 - *能力のある専業農業者を認定農業者に
 - **農家以外の経営組織も広く担い手に！

3

日本農業の構造改革をめぐる論点

- 構造改革を進める改革派、批判派、中間的な立場のグループなどがあって、絶えず論争になっている。ただ、最近では、生産条件が急速に変化して、改革が避けられないとの認識が高まっている
- 農地利用・所有、生産の担い手にかかわる議論
 - 国際競争力、強い農業経営の育成を進める立場から、様々な問題提起や提言がなされている
 - 1) 農地法の改正（耕作放棄地の増大への対処、効率的な農地利用、etc.）
 - 2) 農業を担う人材の育成（生産組織、企業参入、若手人材の確保、etc.）

4

「攻めの農業」の強調、構造改革につながるか？

■「攻めの農業」の強調

- (1)消費者ニーズに立脚し、輸出拡大をも視野に入れた新品種や新技術による強みのある農畜産物づくり、
- (2)大規模経営での省力・低コスト生産体系の確立、
- (3)民間の技術力やICT・ロボット技術等異分野の先端技術の活用などにより、従来の限界を打破する生産体系への転換を進めることが急務

■ 成長の可能性のある経営体への施策の集中

* 「攻めの農業」について調べる

5

自作農体制：戦後農地改革の出発点

- 戦後改革：農地改革をひとつの柱とし、農村の民主化、耕地をめぐる地主・小作関係の解消をめざし、社会変革、経済成長の軸とする

自作農体制とは？

戦後改革の一環として、地主的土地所有制度を廃止し、耕作者主義にもとづく農地所有制度に転換；自作農による農業生産力の発展を志向。農業委員会の設置による監視体制を設ける

(参考)農地の規定

耕作の目的に供される土地：土地に労力を加え、肥料を施して作物を栽培する土地が農地。労力を費やせずに作物だけを収穫する採草放牧地は農地と区別される。

- 戦後農政は、自作農体制を維持すること、最大の目標とする

自作地 54%から87% 自作農 28%から55%

自小作 21%から28%

(以上の数値は1941年と49年の比較)

6

自作農を守るための農地法

■ 1952年 農地法の成立

戦後の農地制度を維持するためにできた法律。趣旨は、農地改革の成果を維持すること。

- ①農地保有の制限、②不在地主は認めない、
 - ③地代の制限、著しく低い水準
- 農地の売買または賃借による流動化を防ぎ、小作人の保護を徹底

■ 問題点

- 明確な土地利用計画、ゾーニング政策の不在。農地転用に対する規制があいまい
- 農地税制が保有することに有利(農地の資産化と兼業化)

7

担い手に関する議論の経緯

■耕作者主義、耕作適格主義へ

- 自ら耕作する者だけが農地の権利を取得できる(田代)
- 効率的な利用を行う者に農地の権利取得を認める。耕作する以上は、所有権、賃借権などの権利をもつ(生源寺)

流れは耕作適格主義だが、政治的に止まることがあった

■ 経営規模の拡大に向けて

農地は生産手段であるが、農民は資産(家産)として考える傾向が強い。農地の流動性が低くなり、「規模の経済性」を追求しにくい環境

担い手のあり方と、農地法の改正が一体になって議論される状況

現在の担い手の選択

- 既存の農業者・組織に加え、若年農業者、新規参入者、株式会社、農業生産法人、企業による参入を促す
- 集落営農による農業・農村の再編が進んでいる
 - 耕作放棄を防ぎ、農地を面的に一元化していく役割を中心に担い手を考える
- 農地法を改正し、担い手が農業をしやすい環境を整える

最重要な課題：農地法の改正、農業参入規制の緩和などの認識

=> 賛否両論あったが、2009年に農地法を改正して、農地の有効利用がはかれるようになった

9

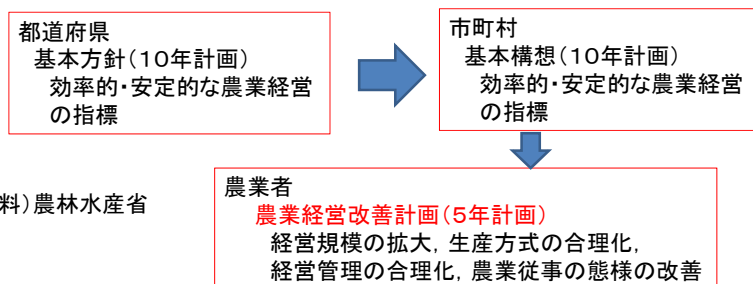
担い手への集中

- 効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立
- 担い手育成のための条件整備を進める
 - (1) 農業を専門的に営む者のための条件整備
 - (2) 家族経営の法人化(1戸1法人)
 - (3) 農地の確保と有効利用
 - (4) 能力のある専門農業者を **認定農業者** とする制度
 - (5) 農業経営、法人、農業サービス事業者などに加え、**集落営農組織(合わせて法人化)** も担い手とする
 - (6) 新規参入の促進、企業参入の促進

認定農業者制度について

■ 構造改革の課題に応える **認定農業者**

- 認定農業者制度は、**農業経営基盤強化促進法**に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定する制度
- 同計画の認定を受けると、(株)日本政策金融公庫からの低利融資のほか、経営安定のための交付金を農用地・農業用機械等を取得するために積み立てた場合に損金算入できる等の税制特例等を措置

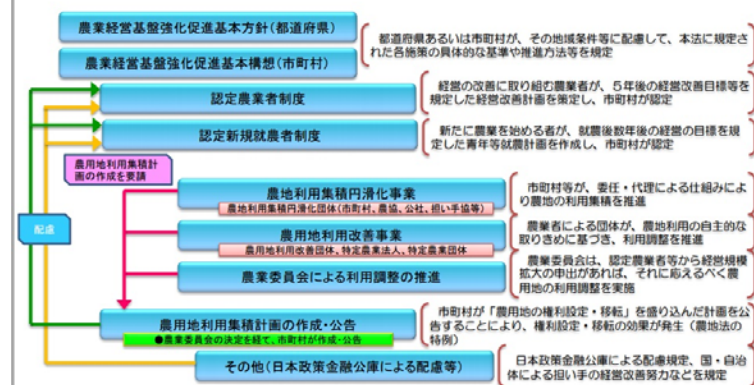


11

農業経営基盤強化促進法の概要

農業経営基盤強化促進法では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、

- (1) 市町村長が経営改善の意欲が高い農業者を育成すべき効率的かつ安定的な農業経営として認定する認定農業者制度、
- (2) 農地所有者が安心して、意欲ある農業者に農地を貸すことが出来るようになるための利用権設定等促進事業、
- (3) 認定農業者への農地利用集積を円滑に行うための農地利用集積円滑化事業等の法的特組が設けられている。



(資料) 農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/ryuudouka/pdf/01_taikei.pdf

12

表 1：営農類型別の認定状況

(単位：経営体、%)

営農類型		農業経営改善計画 認定数		法人	
			構成比 (%)		構成比 (%)
単一経営	稲作	29,002	12.6%	2,248	12.7%
	露地野菜	15,752	6.8%	921	5.2%
	施設野菜	19,333	8.4%	1,006	5.7%
	果樹類	17,273	7.5%	609	3.4%
	花き・花木	7,621	3.3%	748	4.2%
	酪農	11,438	5.0%	1,066	6.0%
	肉用牛・養豚・養鶏等	12,944	5.6%	3,627	20.4%
	その他	9,149	4.0%	1,358	7.6%
	小計	122,512	53.0%	11,583	65.2%
	複合経営	108,511	47.0%	6,179	34.8%
総計	231,023	100.0%	17,762	100.0%	

○農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の営農類型別認定状況は、平成26年3月末現在、231,023経営体。

○単一経営が全体の53%、複合経営が47%となっている。特に、法人については、単一経営が65%、複合経営が35%となっている。全体と比較して、単一経営のうち肉用牛・養豚・養鶏等の割合が高い。

(資料)農林水産省

13

既存農業経営の近代化、効率化を目指して、法人化や生産組織化を進める

新規就農者、新規参入企業をいかに増やすか、に政策の重点が移る

14

農業経営の法人化

■ 法人化のメリットを強調

- (1) 経営管理能力の向上 経営者としての意識改革を促進
家計と経営の分離、経営管理が徹底(どんぶり勘定からの脱却)
- (2) 対外信用力の向上
金融機関や取引先からの信用が増す
- (3) 経営発展の可能性の拡大
従業員の確保が容易になる。事業活動の多角化、etc
- (4) 農業従事者の複利厚生面の充実
社会保険、労働保険の適用。就業規則の整備、就業条件の明確化、等

(資料)農林水産省

法人化による制度面・地域農業のメリット

■ 制度面でのメリット

- (1) 税制で、役員報酬を給与所得とすることにより節税、等
- (2) 欠損金の9年間繰越控除(個人は3年間)
- (3) 融資限度額の拡大
農業経営基盤強化資金の限度額
個人3億円、法人10億円

■ 地域農業としてのメリット

- (1) 新規就農の受け皿になる
- (2) 農業法人に就農し、初期負担なく、経営能力、農業技術を習得

農家の経営継承がスムーズに進む

農業経営の継承をスムーズに進める対策

■ 農家の子弟を中心に経営継承をする限界

子弟の価値観は多様。農業では生計が立てにくく、労働環境等も厳しい。他出したまま戻らない子弟が多い

■ ただ、農家の子弟以外による経営継承は、技術継承、知識継承、等で社会的コストの負担が必要になる

必要なコストを社会的に負担しようというのが最近の流れ

参考例 広島市が行う活力事業の事例

■ 農地をリース等によって幹旋、技術を習得、自立するまでの期間の給与保障、etc.

一般法人の農業参入の増加 (ファクトブック p.38)

■ 2009年の農地法改正がきっかけ

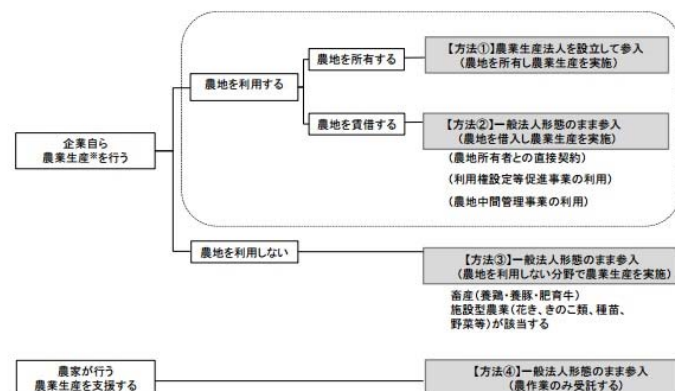
- 1) 参入規制の緩和、他産業・異分野の農業参入の促進
- 2) 株式会社、株式会社形態の農業生産法人による農業参入の容認
- 3) 農地の転用期待の徹底した排除
- 4) 計画的で合理的な土地利用計画の確立
- 5) 農地の利用状況に対する監視による事後規制の強化

高橋大輔「農地制度改革をめぐる近年の議論について」より

*農地法改正内容については、後に詳しく説明する

18

図 企業の農業参入の形態



※農業生産：農業生産農産物を生産・販売して収益を得ること

出所：農林水産省資料等により日本経済研究所作成

農地法等の制約があるため、様々なケースが考えられる

一般法人の参入については賛否がある (ファクトブック2015 p.37)

■ 支持する意見

- 1) 農外から技術、資本、経営の専門知識を取り入れる
- 2) 経営と所有を分離、経営リスクを株主と経営者で分担
- 3) 農業企業内での分担関係
- 4) 経営の多角化に対応、変動リスクを軽減、etc.

■ 反対する意見

- 1) 株式会社の農地取得は、耕作者主義をだめにする
- 2) 土地利用規制が働いていないので、転用・投資を防ぎようがない
- 3) 株式会社による農業経営は、これまで育成してきた先進的の家族農業経営を駆逐しかねない
- 4) 長い歴史のなかで継承されてきた農地は、短期的利益をもとめる株式会社にはなじまない、etc.

20

(参考) 食品関連企業の農業参入

- 1 広島県でも食品企業による参入が相次いでいる
M食品の例 HP等で具体的に調べてみよう
- 2 以下の点について検討
 - 1)最近の食品関連企業の農業参入の動きを検索し、その動向を整理しなさい
 - 2)農業参入の動機は何か？
 - 3)成功事例の要因を述べなさい。
 - 4)農業生産・流通を変革する力になるか